

締約国に関する情報 NA	ナミビア 一般情報	附属書 B 1 NA
国内官庁の名称	Business and Intellectual Property Authority (BIPA) (Namibia) (ビジネス・知的所有権機関 (B I P A)(ナミビア))	
所在地	188 Sam Nujoma Drive, Windhoek, Namibia	
郵便のあて名	P. O. Box 185, Windhoek, Namibia	
電話番号	(264-61) 299 44 00	
ファクシミリ装置	(264-61) 401 061	
電子メール	info@bipa.na	
インターネット	www.bipa.na	
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	ファクシミリ装置	
送付することができる書類の種類	すべての書類	
書類の原本提出義務	一部の書類について請求があった場合のみ提出	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する	
ナミビアの国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択によりARIPO事務局 又はWIPO国際事務局(附属書C参照)	
ナミビアが指定(又は選択)されている場合の管轄指定(又は選択)官庁	国内保護: ビジネス・知的所有権機関(BIPA) (ナミビア)(国内段階参照) ARIPO保護: ARIPO事務局(国内段階参照)	
ナミビアを選択できるか?	できる(PCT第II章に拘束)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	国内: 特許 ARIPO: 特許, 実用新案(実用新案は, ARIPO特許に代えて又はARIPO特許に加えて求めることができる)	
国際型調査に関するナミビアの規定	なし	

[次頁に続く]

N A	ナミビア (続き)	N A
国際公開に基づく仮保護	なし	
ナミビアが指定 (又は選択) されている場合の有益な情報		
国内保護について		
ナミビアが指定 (又は選択) されている場合に発明者の氏名 (名称) 及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載するか、又は後で提出することができる。PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件が満たされない場合、管轄官庁は通知で定める期間内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか?	なし	
ARIPO特許については、附属書B 2のアフリカ広域知的所有権機関 (AP) を参照		